

住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

第 1 監査の請求

1 請求人

札幌市西区発寒2条5丁目5番12号 アルカディア発寒南206号 小田嶋 正弘
帯広市新町西6丁目6番地 吉田 淳一

2 請求書の提出年月日

平成30年3月29日

3 請求の内容

次の(1)及び(2)は、本件住民監査請求を要約したものである。

(1) 主張事実の要旨

北海道教育庁学校教育局高校教育課（以下「高校教育課」という。）が、平成29年4月3日指導主事3名、同月4日指導主事2名に対して出張を命令し、北海道A高等学校（以下「A高校」という。）に対して行った学校教育指導は、以下の理由により違法又は不当であるため、出張旅費、時間外勤務手当、職員給与の一部について返還を求める。併せて不法行為のある職員に対して処分を求める。

ア 平成29年4月3日の出張について

A高校より、4月3日応募締切日の平成29年度入学者選抜に係る3次募集について同日出願があり、翌日4日に面接を実施するとの説明を受けた高校教育課は、指導主事3名を同月3日の13時30分から23時までの間、学校教育指導の目的でA高校に出張により派遣したが、指導主事3名は、入学者選抜業務の会議や、入学者選抜委員会に指導助言せず、校舎の一室に待機し、教職員との接触を行わない状態であった。よって、指導の業務は実施しておらず、職務専念義務違反である。

イ 平成29年4月4日の出張について

高校教育課は、指導主事2名を4月4日の8時30分から12時30分までの間、出張により派遣した。この指導主事を通じて高校教育課が、受検生及び在籍中学校長が要望していない面接シミュレーションの実施や面接日程の変更を求めたりしたことは、道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「選抜実施要項」という。）の定めを超えた指導であり職権の濫用になる。結局、面接シミュレーションは行われなかったものの、高校の入学者選抜に混乱を引き起こした。

ウ 不当行為の理由について

受検生が希望していない「合理的配慮」をする指導を行ったこと。また、4月3日の出張は、勤務実態がないため、命令違反である。

- a 高校教育課は、選抜実施要項において「特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高校長は、学校教育局高校教育課長と協議する」と定めている。
- b 本件受検生及び在籍中学校長は、面接シミュレーションについて、希望も要望もしていない。然るに、高校教育課は受検校のA高校に対し、面接シミュレーションの実施をするため、指導主事を派遣した。明らかに選抜実施要項に反しており、必要のない出張であると同時に、高等学校及び受検生に対する不当な介入である。
- c 高校教育課は、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針「意思の表明がない場合であっても当該障害者が、社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組みに努めることが望ましい」を根拠として正当化している。しかし、高校教育課が引用した文章には主部となる前段が省かれている。それは、以下のとおりである。

「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられ、本人の意思の表明が困難な場合には、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むこと。なお、意思の表明が困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明も支援者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより」であり、高校教育課が示した「引用」は、この後からの一部でしかない。

このことから、高校教育課は、自らの不当行為を正当化するために都合良く引用したものと言える。

- d 高校教育課が引用した部分においても、「建設的対話を働きかけ」とあるように、あくまでも当事者本人の同意が必要であることは明らかである。

本件は、高校教育課が、受検生本人、保護者に対して提案は全く行わなかったことから、正当性はない。

- e 本件のお出張目的については、入学者選抜に関する指導助言である。然るに、指導主事3名は、職員会議及び入学者選抜委員会に何ら指導助言せず、A高校教職員の前に姿を現さず、校舎の一室に待機していただだけである。これは、出張命令に違反し、勤務を怠っている行為である。年休処理を行っていないため、指導主事3名は、13時30分以降無断欠勤であり、公用車の私的使用となる。

(2) 措置内容

ア 平成29年4月3日の指導主事3名の出張は、命令違反かつ勤務実態が不明であるため無断欠勤となる。13時30分以降の給与を北海道に返還する措置を講じるよう求める。

イ 上記3名に、公用車私的使用により処分を行うよう求める。

ウ 平成29年4月4日指導主事2名の出張は、高校教育課が定めた選抜実施要項に違反する目的であること。高等学校に混乱を生じさせたこと。受検生に損害を与えたこと。このことにより、出張旅費を北海道に返還する措置を講じるよう求める。

第2 請求の要件審査

本請求については、措置請求の内容の一部が明らかでなかったため、平成30年4月9日に補正を求めたところ、同月18日に補正された書面が提出されたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、同月23日付けをもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成29年4月3日及び4日に北海道教育庁学校教育局高校教育課長（以下「高校教育課長」という。）が指導主事に対して行った出張命令により支出された出張旅費、時間外勤務手当、職員給与の一部は、違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

教育庁

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月27日、請求人の陳述を実施した。その要旨は次のとおりであった。

ア 今回のA高校の受検は定員に満たない2次以降の募集であり、それに対して受検者が1名受検をした。復命書によれば、その1名の受検に対して、高校教育課から3名、B教育局から指導主事が1名A高校へ出張しており、合わせて4名の指導主事が派遣されていた。

イ 平成29年4月3日の高校教育課、B教育局によるA高校への指導主事の派遣は通常と異なった状態が4点あり、1点目は、夜間遅くまで長時間滞在していたこと。2点目は、高校教育課3名とB教育局1名の計4名の大人数の出張であること。高校教育課3名のうち1名は、4月3日に着任しており、着任していきなりA高校に出張を行っている。3点目は、同じ公用車で出張しているにもかかわらず、高校教

育課は出張扱い、B教育局は外勤と、所属によって命令形態が異なっている。4点目は、出張してきた4名が、校舎の一室に待機しており、教職員の前に姿を現さなかったこと。これは、業務自体や出張が不当なものとして認識していたか、業務を忘れていたのか、どちらかしか考えられない。

ウ 次に、平成29年4月4日の通常と異なる状態は2点あり、1点目は、前日より減ったとはいえ計3名も出張していること。2点目は、受検生と保護者からの聞き取りによると、9時予定の面接が大幅に遅れて11時に開始になったということであり、この原因は、高校教育課等の出張による業務の結果と思われる。

エ 開示請求によって入手した資料によると、この2日間、重要と思われる出張業務にもかかわらず、業務の結果及び内容について、高校教育課の復命書は、4月3日及び4日で延べ5名全員の内容が全部「入学者選抜業務に関する指導助言」という記述のみである。B教育局の4月4日の復命書についても、高校教育課とほとんど同じで、内容は「教育行政事務打合せを行った」という復命だけであった。A高校に対しては、高校教育課から指導された内容について、開示請求をしたところ、「指導主事より指導助言を受けた内容の資料は存在しない」と回答があった。

以上、3つの開示請求によると、わざわざ出張する必要はないと思われる。

オ 北海道教育委員会の服務規程では、第11条の2において、「出張を命ぜられた職員は、帰庁後、速やかに、その出張において処理した事務の結果を復命しなければならない」と規定され、事務の結果を復命しなければならないとなっている。

今回の4月3日及び4日の出張の復命を服務規程にあてはめると、指導助言、打合せという行為は書いてあるが、指導内容及び結果について、触れていない。出張業務は、命令、実施、復命があって初めて完成するものである。

本件は、服務規程に違反の復命であり、出張旅費等公費の返還を行うべきである。

カ 受検生の保護者に対して、受検の手続をした際、4月4日の8時40分に学校に来て、9時から面接を開始することを学校側と受検生側と相互で確認がされている。

しかし、指導主事が深夜まで複数名滞在して、A高校校長（以下「A校長」という。）を指導したことによって、学校現場で入学者選抜委員会を設置し、議論したのに対して、高校教育課が口を出したり、受検を延期させようとしたりしたことが混乱を招いた原因である。実際に受検の時刻は9時から大幅に延期されて、11時になって開始された。

キ C高等学校（以下「C高校」という。）定時制、D高等学校（以下「D高校」という。）定時制を受検した際、面接時における要望として、入学者選抜の前に、本人、面接担当者、介助者、関係者等が会って話をする機会、シミュレーションを複数回行ってほしいという要望を行い、シミュレーションは行われている。A高校受検のときは、シミュレーションの要望は行われていない。しかしながら、高校教育課は望んでもいないシミュレーション、事前の面接を行うよう、夜中の11時まで、そして次の日は朝早くから、そのような指導を行った。

このことから、今回の高校教育課の指導業務については、問題があり、不当な業務であったと判断している。

- (2) 法第242条第6項の規定に基づく請求人からの新たな証拠の提出として、在籍中学校長からC高校、D高校それぞれの校長あての特別な配慮を必要とする生徒の出願に係る依頼書の写し、高校教育課指導主事の出勤簿の写し、B教育局指導主事の旅行命令簿兼旅費請求書及び復命書の写しが提出された。

4 実地監査

平成30年5月1日、教育庁に対し、平成29年4月3日及び4日に高校教育課長が指導主事に対して行った出張命令により支出された出張旅費の支出等について、実地監査を行った。

5 監査対象部局からの事情聴取

平成30年5月11日、監査対象部局である教育庁から、請求人が違法又は不当な公金の支出であると主張する事項に対する見解などについて、聴取を行った。その主な説明内容は、次のとおりである。

(1) 入学者選抜に係る業務等について

ア 高校教育課、各教育局、各高等学校の業務の範囲、業務分担について

- (ア) 教育委員会の職務権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「組織運営に関する法律」という。）第21条第4号において、教育委員会は、生徒の入学、転学及び退学に関する事務を執り行うことと規定され、高校教育課の業務として、北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号。以下「組織規則」という。）第16条において、学校教育局に高校教育課を置き、組織規則第17条で、高校教育課が「公立の高等学校の入学者の選抜方法に関すること」、「道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと」が規定されている。

このことから、高校教育課は、選抜実施要項を策定し、全道的な入学者選抜事務を取り扱っている。

- (イ) 校長は、各学校における入学者選抜の出願事務や学力検査等の運営、合否判定などを行っている。また、特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒から出願があった場合は、高校教育課長と協議することとなっている。

イ 特別な配慮を必要とする生徒から出願があった場合について

- (ア) 校長が行う業務については、選抜実施要項において、校長は高校教育課長と協議することと定められている。なお、協議は、選抜実施要項に定められていない特別な配慮の内容について行っている。例えば、出願者が聴覚に障がいがある場合の監督者の指示等が聞き取りやすいような座席位置や、補聴器を使用する際の

対応等についてである。こうした協議は、入学者選抜の公正性を保ちながら、当該出願者にとって必要な配慮を実施するために行っている。

- (イ) 高校教育課が行う業務については、高等学校から提出のあった協議書の内容を検討し、準備に不備があるなど必要な場合には、校長に指導・助言を行っている。協議内容に問題がない場合は、教育局を經由し了承する旨回答している。
- (ウ) 出願に当たり関係者が行うことの流れについては、平成28年10月3日付け教高第1182号高校教育課長通知により中学校や高等学校に送付しているリーフレットに、次のとおり示されている。
 - ① 初めに、生徒・保護者から中学校へ、特別な配慮について相談する。
 - ② 次に、中学校から高等学校へ、特別な配慮について相談する。
 - ③ 次に、高等学校は、要望のあった配慮事項の確認やシミュレーション等を実施する。
 - ④ 次に、高等学校は、教育局を經由して、高校教育課と協議を行う。
 - ⑤ 最後に、協議結果について、高校教育課から教育局を經由して高等学校へ、高等学校から中学校へ、中学校から保護者へ回答する。

なお、本件は定時制の課程に係る選抜であることから、4月4日は、学力検査は行わず、面接のみの実施となるので、③の具体としては、まず、特別な配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないように、本人、保護者、中学校関係者、高等学校関係者等により打合せを行い、高等学校が、中学校における配慮の内容の詳細を確認したり、要望の内容について確認したりする。その後、面接シミュレーションとして、本番と同様の状況を設定し、実施しようとする配慮の内容が適切か本人に確認することとなっている。

ウ 指導主事の身分等について

- (ア) 指導主事の身分については、組織運営に関する法律第18条第1項において、「都道府県に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く」と規定されている。また、同条第4項においては、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学の教員以外の公立学校の教員をもって充てることができる」と規定されている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号。以下「組織運営に関する法律施行令」という。）第5条により、組織運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、当該公立学校の教員の職を保有するが、教員の職務に従事しないと規定されており、北海道教育委員会の指導主事は、この公立学校の教員をもって充てられ、その身分は、教員の身分ということになる。

- (イ) 指導主事は、専門的教育職員として教員の身分を有しながら教育委員会の事務

局業務に従事している。給与の支給に関しては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。）第3条第1項において「教育職員には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例の定めるところにより教職調整額を支給しなければならない」と規定されており、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「特別措置条例」という。）第3条において給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給すると規定されている。

また、特別措置法第3条第2項において「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定されている。

(2) 出張命令について

ア 出張の目的、経緯等について

出張の目的及び理由について、定時制の第2次募集後の入学者選抜については、選抜実施要項において、4月12日までに実施することとしているが、A高校では、当該入学者選抜における面接を同月4日にあらかじめ設定していた。これは、その後の入学式等に合わせ余裕をもって準備を進めるという考えによるものと承知している。高校教育課は、前日3日に依頼が明らかになった段階で、A高校から翌日が面接と聞き、限られた期日の中で、当該校が実施したことがない事例に対し、協議や準備を迅速かつ円滑に進めるため、万全の体制をとる必要があると判断し、指導主事を派遣した。

また、出張を命令した経緯については、4月3日11時頃、依頼が明らかになった段階で、高校教育課長がA校長に対し、指導主事を派遣することを助言したところ、A校長から、指導主事の派遣を要請されたものである。

イ 出張人数について

高校教育課で3名の出張が必要と判断した理由については、1名は指導主事のリーダー、もう1名は前年度の入学者選抜担当で、いずれも、これまで本件受検生の入学者選抜に係る学校との打合せに出席し、事情をよく理解している者であるため、さらに、残りの1名は、当該年度の入学者選抜担当者であるためである。

また、B教育局の1名は、A高校を所管する教育局として、今後の対応を含め、同行の必要があったものである。

(3) 出張時の業務実施について

ア 出張時の業務内容について

4月3日については、A校長の指示により、13時30分頃から校舎別館2階相談室において対応し、22時48分にA高校を出発するまでの間、A校長に対し、4回の指導・助言を行った。1回目については、13時45分頃、対面で、面接内容について、

2回目については、18時45分頃、対面で、入学後の支援員の配置の見通しについて、3回目については、19時30分頃、内線電話で、面接シミュレーションの必要性について、4回目については、20時30分頃、内線電話で、特別な配慮を必要とする出願者に係る協議の必要性について指導・助言を行った。

4月4日については、A校長が行った当該受検生及び保護者に対する説明に立ち会い、質問等に対応できるよう待機していた。

イ 指導・助言の必要性等について

A高校への指導・助言が必要であると判断した理由については、特別な配慮を必要とする生徒から出願があった場合には、いずれの学校においても必要なシミュレーション等を実施し、丁寧に対応するよう指導・助言しており、特に、A高校においては、面接において当該受検生への質問や、当該受検生からの回答を補助的に説明する介助者を同席させて面接を行うことは初めてであり、入学者選抜の公正性を保ちながら、当該受検生にとって必要な配慮を実施するために、面接シミュレーションの提案が必要と判断したものである。なお、シミュレーション等の実施説明については、各中学校、高等学校に送付し、受検生にも知らせているリーフレットにも載せて周知している。

ウ 当該受検生に対する他校での指導・助言について

他の学校に対する指導・助言については、当該受検生がこれまでに申し出たC高校やD高校においては、特別な配慮の内容について確認する打合せ及び面接シミュレーションを行っており、その際、質問の仕方、通訳的介助者の関わり方などの指導・助言を行っている。

エ 4月3日の業務時間について

4月3日の出張時の業務が長時間を要した理由については、A校長に対し、4回の指導・助言を行い、職員会議終了の連絡があるまで対応していたためと考えている。翌日4日に面接日を控えていたことから、協議書原案を整えなければならないこともあり、職員会議が長くなったとA校長から聞いている。

(4) 出張に係る復命について

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年教育長訓令第5号。以下「服務規程」という。）にある「事務の結果」については、北海道教育庁職員服務規程運用方針（平成6年4月1日教育長通達。以下「服務規程運用方針」という。）に、「復命書には、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること」とあり、例えば、復命書には、内容について、「高等学校入学者選抜事務打合せを行った」、「運営指導委員会に出席した」などと記載している。また、今回の出張の内容については、課長及び主幹に随時電話報告が行われていたほか、学校から提出された特別な配慮を必要とする生徒の受検に関する協議書をもって確認することができると考えている。

(5) 入学者選抜に係る特別な配慮等について

ア 障がいのある生徒が受検する場合の特別な配慮の事例について

聴覚に障がいがある場合には、監督者の指示や英語の聞き取りテストが聞き取りやすいような座席位置の確認をしたり、補聴器の使用を認めたりしている。また、入院している場合には、入院先の病院での受検を実施している。他に、糖尿病の場合には、検査時間内のブドウ糖の摂取や保健室でのインスリン注射などを認めている。

イ 面接シミュレーションについて

面接シミュレーションについては、実際に通訳的介助者を同席させ、本番と同様の状況を設定して模擬面接を実施し、面接担当者の質問の仕方や通訳的介助者の関わり方についての検討や確認を行うもので、高等学校が当該受検生、保護者等と日程を調整し、C高校及びD高校において実施している。

なお、A高校の面接実施前の打合せについては、面接の流れ等について、A校長から当該受検生、保護者及び通訳的介助者に説明したものであり、C高校及びD高校を受検した際に行ったような面接シミュレーションは実施していない。

ウ 要望及び実際に行われた配慮について

当該受検生や保護者の要望及び実際に行われた配慮については、中学校からA高校に提出された依頼書に、面接担当者が当該受検生の言葉を理解できないことや、面接担当者からの質問内容を当該受検生が理解できないことが考えられるので、通訳的な介助者を同席させてほしいことなどについて要望が記載されており、これに対してA高校は全ての要望について配慮を行った。

エ 面接シミュレーションの実施を提案した理由等について

特別な配慮を必要とする生徒から出願があった場合には、いずれの学校においても必要なシミュレーション等を実施し、丁寧に対応するよう指導・助言している。特に、A高校においては、当該受検生の発言等を補助する通訳的介助者を同席させて面接を行うことが初めてであったことから、面接シミュレーションの提案が必要と判断し、助言したが、最終的には、A校長の判断を尊重している。

オ 面接シミュレーションが実施されなかった理由について

A校長の総合的判断である。A校長としては当初、必要と考えていたが、今回の場合は、面接シミュレーションを他校で行った実績があること、面接シミュレーションの実施を通して確認すべき項目について、当日の事前打合せの中で、当該受検生及び保護者に説明し、確認することが可能であり、面接シミュレーションを実施しなくても問題なく受検の対応ができると判断したと聞いている。

カ 面接試験の開始時間の遅延等について

4月4日の朝の職員会議において、面接の進め方について、丁寧に実施する必要があるという考えをもう一度話し、協議していたため時間を要したとA校長から聞いている。会議の後、当該受検生、保護者及び通訳的介助者との打合せ、A校長か

ら高校教育課長への協議、高校教育課長からA校長への回答を行い、10時19分から面接を実施したものと聞いている。

なお、面接時間が遅れる場合があることについては、当日の朝、事前にA高校教頭から保護者に説明しており、保護者等からの苦情はなかったと承知している。

キ 入学試験の結果について

入試の結果は、合格である。

選抜の具体的な方法等については、選抜実施要項に定めており、定時制課程の選抜は、個人調査書及び学習成績一覧表、面接の結果を基に行うこととしており、可否については、各学校で設置する入学者選抜委員会が作成した原案を職員会議において審議した後、最終的にA校長が総合的に評価して判定している。

(6) 請求人の主張に係る高校教育課の見解について

ア 4月3日の出張等に係る請求人の主張について

請求人は、指導主事3名は、入学者選抜業務の会議や入学者選抜委員会に指導助言せず、校舎の一室に待機し、A高校教職員との接触を行わない状態であり、指導の業務は実施していないと主張しているが、A高校への指導主事の派遣目的は、限られた期日の中で、A高校が実施したことがない事例に対し、協議や準備を迅速かつ円滑に進めるためであり、実際に当日、A校長が指定した場所において対応し、A校長が必要に応じて相談を行っている。具体的には、A校長に対し、面接内容、入学後の支援員の配置の見通し、面接シミュレーションの必要性、特別な配慮を必要とする出願者に係る協議の必要性などについて指導・助言している。

また、今回の出張の内容における事務の結果については、課長及び主幹に随時電話報告していたほか、学校から提出された協議書をもって確認することができると考えている。

したがって、指導の業務は実施していないなどの請求人の主張は事実と異なる。

イ 4月4日の出張等に係る請求人の主張について

請求人は、指導主事を通じて高校教育課が、受検生及び在籍中学校長が要望していない面接シミュレーションの実施を求めたことは、選抜実施要項の定めを超えた指導であり職権の濫用になると主張しているが、特別な配慮を必要とする生徒から出願があった場合には、選抜実施要項の定めにより、高等学校長は、高校教育課長と協議することとなっており、具体的な手順等については、各高等学校及び各中学校に送付しているリーフレットにより周知している。また、特別な配慮を必要とする生徒から出願があった場合には、いずれの学校においても必要なシミュレーション等を実施し、丁寧に対応するよう指導・助言している。

特に、A高校においては、当該受検生の説明等を補助する介助者を同席させて面接を行うことが初めてであったことから、高校教育課としては、面接シミュレーションの提案が必要と判断した。

4月4日の対応に当たっては、同月3日出願、翌日4日受検となっていたことから、特別な配慮についての協議を行うための時間が限られており、当該受検生、保護者等との事前打合せを終えた後、早急に協議書を完成させ、高校教育課長と協議する必要があったため、当該受検生及び保護者からの質問や特別な配慮の内容の検討や確認の対応に備えていたものであり、職権の濫用はなかったものと考えている。

結果として、助言を行った面接シミュレーションは、今回、A校長の判断により行わないこととなったが、高校教育課としては、協議に対し回答しているとおおり、A校長の判断を尊重しているところである。

6 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、平成30年5月7日、平成29年4月3日及び4日当時のA校長に対し、聞き取り調査を行った。その主な説明内容は、次のとおりである。

(1) 指導主事派遣の要請について

平成29年4月3日、指導主事の派遣を高校教育課長に要請した。今回は、A校長自身に助言してもらうために派遣要請したものであり、A高校教職員への指導・助言や面談は最初から想定していなかった。学校運営は校長権限だが、今回は、入学者選抜について、A校長自身が助言を求め、判断を補佐してもらうために派遣を要請したもので、教職員に伝える必要はなかった。通常の学校教育指導の場合は、教職員への教務指導の時間を設定するので知らせている。

高校教育課の指導主事は、同日に3名、翌日4日に2名が来校している。B教育局の職員を含め、3名から4名来校することは、人事異動の引継ぎの時期でもあり、特に違和感を感じていない。

(2) 4月3日の業務について

面接シミュレーション実施の必要性、面接の方法など、入学者選抜の進め方について、A高校教職員と協議を行っていたが、協議内容の整理のために深夜まで時間を要した。また、入学者選抜委員会の実施、その後の定時制教職員全体への説明・協議にも時間を要した。その合間に、数回、指導主事のところに行くなどして、助言を受けている。

(3) 4月4日の業務について

当日の朝7時頃、A高校教頭より当該受検生の保護者に電話して、要望事項に係る確認などの打合せを行うこと、場合によっては入学者選抜に係る面接が翌日になることを説明し、了解を得た。

前日中に、面接の進め方について、A高校教職員との間で整理ができていなかったため、8時30分に行った教職員との打合せの際に、丁寧に実施する必要があるという考えをもう一度話し、協議したため時間を要し、当該受検生及び保護者への要望に

対する説明は9時10分から開始した。この際、指導主事も質問等に対応するため同席していたが、発言等は特になかった。9時30分頃まで打合せを行い対応内容を確定した後、高校教育課との協議を協議書により行い、10時19分から面接を開始した。協議については、今回の場合は時間がなかったため、事前に協議書案を準備して対応している。

(4) 高校教育課との協議日程について

特別な配慮を必要とする障がいのある生徒から出願があった場合は、高校教育課と協議が必要であり、協議には時間が必要と考えていたが、今回、4月3日に願書が提出された時点で、その後の入学式等の学校行事の日程を考慮して、翌日4日に面接を実施することとした。

(5) 入学者選抜に係る特別な配慮等について

面接シミュレーションは、丁寧に対応するという観点から、入学者選抜委員会には提案したが、4月4日朝のA高校教職員との打合せの中で、面接の進め方の説明だけで十分ではないかということになり、今回の場合は、面接シミュレーションを他校で行った実績があること、面接シミュレーションの実施を通して確認すべき項目について、当日の事前打合せの中で、当該受検生及び保護者に説明し、確認することで対応できると考え、面接シミュレーションは行わないと判断した。なお、面接シミュレーションの実施については、当該受検生及び保護者には提案していない。

面接に当たっては、中学校長から依頼のあった面接時における要望については、全て実施した。

第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 入学者選抜に係る業務等について

ア 特別な配慮を必要とする障がいのある生徒から出願があった場合について

公立の高等学校の入学者の選抜方法に関することは、組織運営に関する法律第21条第4号において、教育委員会は、生徒の入学、転学及び退学に関する事務を執り行うことと規定され、組織規則第17条において、高校教育課の業務として、「公立の高等学校の入学者の選抜方法に関すること」、「道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと」が規定されており、高校教育課は選抜実施要項を策定し、全道的な入学者選抜事務を取り扱っている。

また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項において、校長は校務を

つかさどり、所属職員を監督すると規定され、校長は、各学校における入学者選抜の出願事務や学力検査等の運営、合否判定などを行っている。

特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合には、平成29年度選抜実施要項の「20 その他」において、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は高校教育課長と協議することが定められている。

出願に当たり関係者が行うことについては、平成28年10月3日付け教高第1182号高校教育課長通知により中学校や高等学校に送付しているリーフレットで周知が行われ、受検生にも知らせている。その中で、高等学校は要望のあった配慮事項の確認やシミュレーション等については、協議を行う前までに実施することとなっている。

C高校及びD高校の出願の際は、在籍中学校長から提出された面接時における要望として、面接シミュレーションを複数回行うことが要望されているが、A高校の出願の際は、面接シミュレーションを行うことは要望されていない。また、C高校及びD高校を受検した際は、事前に面接シミュレーションが行われているが、A高校ではA校長の判断により実施されていない。

イ 指導主事の身分等について

組織運営に関する法律第18条第4項及び組織運営に関する法律施行令第5条により、指導主事の身分は、教員の身分となっている。

給与の支給に関しては、特別措置法第3条第1項及び特別措置条例第3条を基に、教職調整額として給料月額額の100分の4に相当する額が支給されている。また、特別措置法第3条第2項において「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定されている。

なお、平成29年度の当該指導主事の給与支給の個人票等を確認したところ、教職調整額は支給されているが時間外勤務手当は支給されていない。

(2) 出張命令等について

ア 出張命令の経緯等について

平成29年4月3日に特別な配慮を必要とする障がいのある生徒からの出願が明らかになった段階で、高校教育課長がA校長に対し、指導主事を派遣することを助言した結果、A校長から指導主事の派遣が要請されたことから、高校教育課長は、指導主事に対して、旅行命令簿により出張を命じている。

高校教育課で3名の出張が必要と判断した理由については、1名は指導主事のリーダー、もう1名は前年度の入学者選抜担当者で、いずれも、これまで当該受検生の入学者選抜に係る学校との打合せに出席し、事情をよく理解している者であるため、さらに、残りの1名は、当該年度の入学者選抜担当者であるためである。

同日の指導主事3名の出張については、公用車を使用しており、旅費は支給され

ていない。

翌日4日の指導主事2名の出張については、高校教育課からA高校までの旅費として、一人当たりJR乗車料金の往復分1,280円、バス乗車料金の往復分400円、計1,680円が支給されており、2名分、合計3,360円が支給されている。

なお、同月3日及び4日のB教育局1名の出張が必要な理由については、A高校を所管する教育局として、今後の対応を含め、同行の必要があるためである。

イ 命令権限について

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年教育長訓令第4号）第2条により、課長は所属職員の旅行命令を専決することができるとされ、高校教育課の指導主事の旅行命令権者は、高校教育課長となっている。

ウ 命令形態について

旅費を支給する場合は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）第4条により、旅行は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならないとされている。当該派遣日の時点においては、公務のための旅行のうち、行程4キロメートル未満の日帰り旅行の場合と行程4キロメートル以上100キロメートル未満の日帰り旅行で交通費を支給しない旅行の場合は、服務規程運用方針により、外勤として外勤命令簿により処理することとなっていた。

4月3日の高校教育課の指導主事派遣については、旅行命令簿により、出張として処理されていた。

旅行命令により出張した場合で、結果として行程が100キロメートル未満となった場合には、旅行命令の変更として処理し、旅行命令簿の摘要欄に外勤に変更した旨を記載することとなっている。

今回の旅行命令簿については、外勤に変更した旨の記載はされていなかった。

(3) 派遣時の業務について

ア 4月3日の業務について

4月3日については、A高校校舎別館2階相談室において、職員会議終了の連絡があるまで対応し、A高校を出発するまでの間、A校長に対し、4回の指導・助言が行われているが、この指導・助言の中には面接シミュレーション以外の項目である面接内容、入学後の支援員の配置の見通し、特別な配慮を必要とする出願者に係る協議の必要性についても指導・助言が行われている。

また、翌日4日に面接日を控えていたことから、A校長は協議書原案を整えなければならない中で、面接シミュレーション実施の必要性、面接の方法など、入学者選抜の進め方について、A高校教職員と協議を行っており、協議内容の整理のために深夜まで時間を要した。

イ 4月4日の業務について

4月4日については、当該受検生、保護者等との事前打合せを終えた後、早急に

協議書を完成させ、高校教育課長と協議する必要があったため、当該受検生及び保護者からの質問や特別な配慮の内容の検討、確認の対応に備えていたものであり、当日、協議書により協議が行われている。

当日の朝7時頃、A高校教頭より当該受検生の保護者に電話して、要望事項に係る確認などの打合せを行うこと、場合によっては入学者選抜に係る面接が翌日になることを説明し、了解を得ている。

また、前日中に、面接の進め方について、A高校教職員との間で整理ができていなかったため、8時30分から行った教職員との打合せの際に、丁寧に実施する必要があるという考えをもう一度話し、協議したため時間を要した。

保護者等への要望に対する説明は9時10分から開始し、9時30分頃まで打合せを行い対応内容を確定した後、高校教育課との協議を協議書により行い、10時19分から面接を開始している。

(4) 出張等に係る復命について

ア 出張命令の場合

服務規程第11条の2により、出張を命ぜられた職員は、帰庁後、速やかに、その出張において処理した事務の結果を復命しなければならないとされており、服務規程運用方針第10では、出張の復命は、復命書によって行うものとされ、復命書には旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載することとされている。

イ 外勤命令の場合

服務規程運用方針第4の7により、外勤を命ぜられた職員は、帰庁後、速やかに、その外勤において処理した事務の結果を口頭又は文書で復命することとされている。

2 判断

(1) 入学者選抜に係る業務等について

ア 組織規則第17条において、高校教育課の業務に「公立の高等学校の入学者の選抜方法に関すること」が規定されており、高校教育課は選抜実施要項を策定し、全道的な入学者選抜事務を取り扱っている。

イ 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合には、選抜実施要項において、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は高校教育課長と協議することと定められている。

平成29年4月3日、A高校定時制課程に特別な配慮を必要とする当該受検生の出願があり、翌日4日に面接が実施されることとなったことから、時間が限られた中で、選抜実施要項に定める必要な手続きを円滑に進めるために、A校長の要請により、A校長への助言のために指導主事が派遣されたものであり、同月3日及び4日

における高校教育課の指導主事のA高校への派遣は、高校教育課の職務の範囲を逸脱するものではない。

ウ 北海道教育委員会の指導主事の身分は、教員の身分である。特別措置法第3条第2項において「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定され、平成29年度の給与支給において、時間外勤務手当は支給されていないことから、請求人が求める時間外勤務手当の返還については、理由がない。

(2) 出張命令等について

平成29年4月3日の派遣は、旅行命令簿により発令され、旅行命令権者である高校教育課長が決裁を行っている。

高校教育課3名、B教育局1名の計4名の大人数で出張しているという請求人の主張については、指導主事それぞれの担当する業務から判断すると、4名の派遣に問題があるとは認められない。

B教育局の公用車を使用した行程100キロメートル未満の旅行であることから、日当は支給されず、交通費を含めて旅費は支給されていない。

旅行命令の手続について、当該派遣日の時点においては、服務規程運用方針により、公務のための旅行のうち、「行程4キロメートル未満の日帰りの旅行の場合と、行程4キロメートル以上100キロメートル未満の日帰りの旅行で交通費を支給しない旅行の場合は、外勤として外勤命令簿により処理すること」とされていた。

事実確認で述べたように、出張を外勤に変更する事務は行っていないものの、A高校に向かわせるという旅行命令は維持されており、以下で判断するように指導主事には勤務実態があり、請求人が主張する公用車の私的使用という事実は認められない。

また、同月4日の派遣は、旅行命令簿により発令され、旅行命令権者である高校教育課長が決裁を行っている。

高校教育課2名、B教育局1名の計3名の大人数で出張しているという請求人の主張については、指導主事それぞれの担当する業務から判断すると、3名の派遣に問題があるとは認められない。

公共交通機関を利用した100キロメートル未満の旅行であることから、日当は支給されず、交通費のみが旅費として支給されており、事務手続に瑕疵はない。

(3) 派遣時の業務について

平成29年4月3日について、高校教育課の指導主事3名は、A校長の指示により、13時30分頃から校舎別館2階相談室において対応し、出願日の翌日4日に面接日を設定したため、職員会議等における協議内容の整理に時間を要し、22時48分にA高校を出発するまでの間、A校長に対し、面接内容や入学後の支援員の配置の見通し、面接シミュレーションの必要性、特別な配慮を必要とする出願者に係る協議の必要性について、4回の指導・助言を行っていたと認められる。

同月3日の派遣は、A校長からA校長本人への指導・助言を要請され、それに応じたものであり、A高校教職員への指導・助言を求められたものではない。

請求人は、同日の出張については、指導主事3名は、職員会議及び入学者選抜委員会に何ら指導助言せず、A高校教職員の前に姿を現さず、校舎の一室に待機していただけであると主張するが、同日の派遣は、教職員ではなくA校長への指導・助言を目的としたものであり、A校長への指導・助言は行われていたと確認できることから、業務は行われており、請求人の主張は認められない。

また、翌日4日については、高校教育課の指導主事2名は、A校長が行った当該受検生及び保護者に対する説明に立ち会い、質問等に対応できるよう待機していた。

9時からの面接予定時間が遅れたことについては、A校長とA高校教職員との打合せに時間を要していたこと、事前に当該受検生の保護者に要望事項の確認などを行うこと、面接を実施するために必要な協議を行っていたことを勘案すると、面接開始の時間が当初予定より遅れたことについては、違法又は不当とはいえない。

請求人は、4月4日の出張について、当該受検生及び中学校が要望をしていない面接シミュレーションの実施をA高校に求めたことは、選抜実施要項の定めを超えた指導であり、職権の濫用になると主張するが、高校教育課は入学者選抜の円滑な実施に関する事項について、職務権限を有しており、A高校では、通訳的介助者を同席させての面接が初めてであることから、面接シミュレーションを提案したものであり、これは、職権濫用とは認められない。

(4) 出張等に係る復命について

出張の復命については、服務規程第11条の2において、「出張を命ぜられた職員は、帰庁後、速やかに、その出張において処理した事務の結果を復命しなければならない」と規定されており、「事務の結果」については、服務規程運用方針第10において、「復命書には、旅行期間中の各日ごとに、用務の場所、内容、対応者等について記載すること」と規定されている。平成29年4月3日及び4日の派遣に係る復命書においては、いずれも「用務の場所、内容、対応者」が記載されており、外勤の場合には口頭でも復命できることとなっている。

請求人は、指導の内容及び結果を記載した復命書を作成すべきと主張するが、服務規程及び服務規程運用方針には、内容の記載事項について特段の定めはなく、現状の復命書の記載が違法又は不当とはいえない。

(5) 結論

住民監査請求は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保するため、地方公共団体の財務会計上の行為について監査を請求するものであるから、特定個人の利害に関することは、住民監査請求の対象とはなっていない。

本件、財務会計上の行為である出張旅費に係る支出等に関して、監査の過程で確認

した書類、監査対象部局の説明、関係人調査の結果から判断すると、平成29年4月3日及び4日における高校教育課指導主事のA高校への派遣は、高校教育課の職務の範囲内であり、目的の業務が行われていることから、派遣した指導主事への給与、旅費の支出が違法又は不当な支出であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第5 意見

今回の監査を通じて監査委員としての意見を述べる。

今回の面接の実施に関しては、面接日前日において協議内容の整理に長時間を要し、当該受検生への特別な配慮に係る協議事項が円滑に整わなかったこと、面接の開始時間が予定より遅れたことは、事実として認められる。

これは、出願日の数日後に入学式を控えていたとはいえ、出願日の翌日に面接日を設定したことが主な原因であると考えられることから、特別な配慮を必要とする生徒からの出願が見込まれる場合などの入学者選抜に係る日程については、学力検査及び面接の運営を行う校長が、受検生、保護者、高校教育課等との打合せや協議に要する十分な時間等を考慮した上で決定するよう、教育庁において入学者選抜の円滑な実施のために必要な事項を具体的に定めることなどについて、検討する必要があると考える。